

平成27年第3回さくら市議会 定例会追加議案書

(平成27年9月1日提出 追加議案第1号)

付 議 事 件

第3回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について	市長	P 1

追加議案第 1 号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び栃木県市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、平成 27 年 10 月 1 日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

平成 27 年 9 月 1 日提出

さくら市長 人見 健次

栃木県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約

栃木県市町村総合事務組合同規約（平成 18 年栃木県指令市町村第 121 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合」を「石橋地区消防組合」に、「芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「芳賀地区広域行政事務組合」に、「栃木県後期高齢者医療広域連合」を「栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合」に改める。

別表第 2 第 4 条第 3 号に掲げる事務の項中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合」を「石橋地区消防組合」に、「芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「芳賀地区広域行政事務組合」に、「宇都宮西中核工業団地事務組合」を「宇都宮西中核工業団地事務組合 那須地区消防組合」に改め、同表第 4 条第 4 号に掲げる事務の項中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合」を「石橋地区消防組合」

に、「芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「芳賀地区広域行政事務組合」に、「栃木県後期高齢者医療広域連合」を「栃木県後期高齢者医療広域連合 那須地区消防組合」に改め、同表第4条第7号に掲げる事務の項中「石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合 芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合」を「石橋地区消防組合 芳賀地区広域行政事務組合」に、「塩谷広域行政組合」を「塩谷広域行政組合 那須地区消防組合」に改める。

附 則

この規約は、平成27年10月1日から施行する。